

食品トレーサビリティ講習会の検定段位の運営について

■検定段位

「食品トレーサビリティ管理士」検定を実施し、下記の検定段位を認定するものとする。

「食品トレーサビリティ管理士（初級）」

「食品トレーサビリティ管理士（中級）」

■講習と講義

講習 1日目（講義6時間半）

2日目（演習6時間）

試験 1日目講義に対する筆記試験

2日目演習に対する演習試験

■段位の認定条件

1. 初級は、1日目講義を受講し、それに対する筆記試験に合格した者
2. 中級は、1日目筆記試験に合格し（または既に初級をもち）、2日目演習を受講し、演習試験に合格した者

※1年目に初級を取得し、2年目に中級を取得するという、検定段位の積み上げが可能です。

※したがって、中級については、1日目、2日目を同一講習会で受講しても、別の年度の講習会で受講することが可能です（すでに初級をもっている方も、中級取得の際には、再度1日目の講義を受講されることをお勧めします）。

※初級検定段位は、京都会場、東京会場ともに共通です。